

中国子会社から「日本に送金するのが難しい」と言われているが？

## 中国から日本への送金について

～ 送金しやすい取引・契約・手順を知って、スムーズな解決へ

2021年6月

グループ企業間の取引だから、  
契約書はいつでもよい？

弁護士法人キャストグローバル  
弁護士・中小企業診断士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

## 中国からの送金には政府の許可が必要？

「銀行にとって違和感のない書類」を作成する意識が大切

|      | 項目の例   | 備考  |
|------|--|---|
| 経常項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 輸出入決済(前払金や輸出コミッション、運送・保険費用など含む。)</li> <li>□ 無形資産(特許、ノウハウ、商標、著作権など)のライセンス・譲渡対価</li> <li>□ 広告費用、コンサルティング費用</li> <li>□ 外貨建て借入利息支払</li> </ul> | <p>以前は、決済可能な項目及び審査資料がリスト化されており、それ以外の項目での決済は実務上ほぼ認められなかったが、現在はかなり簡略化されている。</p> |
| 資本項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直接投資、借入金、資産売却による外貨の受入</li> <li>□ 外貨建て借入元本支払、保証履行</li> <li>□ 国外投資、投資収益による国内再投資、持分譲渡代金支払</li> </ul>   | <p>従来は逐一許可を得る必要があったが、現在では多くの項目が銀行での審査に委ねられている。</p>                            |

現在では、外為局の許可が必要な項目は少なくなり、銀行の審査限りで完了することが多い。

普通の教科書には載っていない、「スムーズに送金できる」目的での契約書作成をサポートします。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

## 送金ができないのは銀行との交渉不足が原因？

### 揃っていますか？ 送金に必要な法定の書類一式

サービス貿易に関する外貨決済の規制緩和(2013年9月1日)

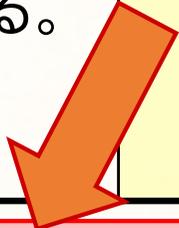
| 項目             | 従来  | 改正後                      | 備考                          |
|----------------|--|--------------------------|-----------------------------|
| 特許・技術のライセンス・譲渡 | 契約書、インボイス、特許許諾・譲渡証明、技術輸入契約登記証・データ表、税務証明  | 契約書、インボイス                | 登記証・データ表等は別途、相変わらず必要。       |
| 利益、配当等         | 外貨登記証、配当決議、会計監査報告(出資検査+関係年度の利益・配当)、税務証明  | 会計監査報告、配当決議、直近1期の出資検査報告書 |                             |
| 立替・分担          | 多国籍会社の外為局審査確認書、関係資料(費目により異なる。)   | 原始契約、立替・分担契約、インボイス       | 立替又は費用分担の期間は、12ヶ月を超えてはならない。 |

- 会社の担当者も外部の事務所も、**現地側が不慣れなことが意外なほど多い分野です。**
- 問題点を的確に分析・発見して、スムーズな送金実現に導きます。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

## グループ企業間の取引だから、契約書はいつでもよい？

| 一般の契約（第三者との取引）  | グループ企業間の契約   |
|---|--|
| <p>主たる目的：<br/>法的紛争の予防。<br/>履行にあたっての認識共有。</p> <p>主たる用途：<br/>履行過程において、<b>当事者間で</b>過去の共通認識を確認するため提示する。<br/>紛争の際に<b>裁判所や仲裁機関</b>に提出して証拠とする。</p> | <p>主たる目的：<br/>社内会計処理の根拠。<br/>政府機関等第三者向け説明。</p> <p>主たる用途：<br/><b>社内会計処理</b>の根拠となる取引の法的性質を示す。<br/><b>税務、税関、外貨管理などの関連政府機関</b>へ提出する。</p> |



契約書作成の教科書やマニュアルの多くは、この用途をあまり考慮していない印象。

- 目的に合わせて、「実務に役立つ」「使いやすい」契約書作成をサポートします。

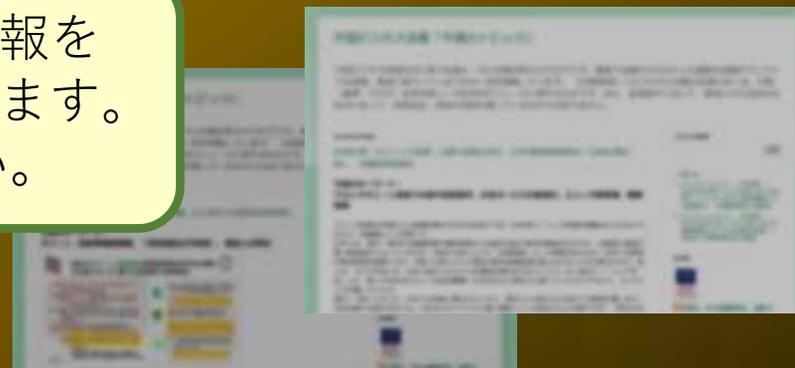
# 弁護士が語る 中国ビジネスの現況

弁護士・中小企業診断士  
金藤 力

## 中国法務 診断

検索

ブログでも最新情報を  
一部ご紹介しています。  
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所  
パートナー・大阪事務所代表

弁護士/中小企業診断士 金藤 力

E-mail : [kanefuji@castglobal-law.com](mailto:kanefuji@castglobal-law.com)

Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャスト中国ビジネス) :  
<http://www.cast-china.biz/>